

新旧対照表

○神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長(建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあつては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長)に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長(建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあつては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長)に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 条例第9条第1項の規定により、土砂埋立行為の許可をすること。</u></p> <p><u>(7) 条例第9条第1項第8号の規定により、土砂埋立行為の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8) 条例第11条第1項の規定により、土砂埋立行為の変更の許可をすること。</u></p> <p><u>(9) 条例第11条第3項及び第4項の規定により、土砂埋立行為の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(10) 条例第12条第1項の規定により、条例第9条第1項の許可に基づく地位の承継を承認すること。</u></p> <p><u>(11) 条例第13条第1項及び第2項の規定により、土砂埋立行為の許可及び変更の許可を取り消すこと。</u></p> <p><u>(12) 条例第13条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。</u></p> <p><u>(13) 条例第16条の規定により、土砂埋立行為等に係る工事の着手の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(14) 条例第17条の規定により、定期的な報告を受理すること。</u></p> <p><u>(15) 条例第18条第1項(条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により、土砂埋立行為等に係る工事の廃止(条例第19条において準用する場合にあつては、完了)の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(16) 条例第18条第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。</u></p> <p><u>(17) 条例第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(18) 条例第26条第2項の規定により、土地の所有者等に対し必要な指導及び</u></p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>助言を行うこと。</p> <p>(19) <u>条例第26条の2第2項の規定により、同条第1項に規定する確認の結果に係る報告を受理すること。</u></p> <p>(20) <u>条例第26条の2第3項の規定により、災害の発生等の通報を受理すること。</u></p> <p>(21) <u>条例第26条の3第1項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</u></p> <p>(22) <u>条例第26条の3第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。</u></p>
<p>第2条 (略)</p> <p>(処理計画書の添付図書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>再生資源利用促進計画（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第2条第2号に規定する再生資源利用促進計画をいい、同令第8条第4項に規定する書面を含む。以下同じ。）を作成した者又はストックヤード運営事業者（ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第2条第3項に規定するストックヤード運営事業者をいう。以下同じ。）が条例第4条第1項又は第2項の規定により届出を行おうとする場合は、前項各号に掲げる図書のほか、処理計画書に再生資源利用促進計画又は同告示第10条第1項の規定によりストックヤード運営事業者が作成する書面（以下「搬出先適正確認記録」という。）を添付することができる。</u></p>	<p>第2条 (略)</p> <p>(処理計画書の添付図書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(処理計画書の記載事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>第3条第2項の規定により処理計画書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合にあっては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画書への記載を省略することができる。</u></p> <p>(処理計画の変更等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(処理計画書の記載事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(処理計画の変更等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第1項第2号に掲げる事項の変更

4 (略)

5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項各号に掲げる事項

6 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第5条第3項の規定により届出を行おうとする場合は、処理計画補完書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画補完書への記載を省略することができる。

(処理結果等報告書)

第8条 (略)

2 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第7条の規定により届出を行おうとする場合は、処理結果(廃止)報告書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、次に掲げる事項のうち当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項と重複すると認められる事項については、処理結果(廃止)報告書への記載を省略することができる。

(1) 建設工事の名称

(2) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域

(3) 搬出した土砂の数量

(4) 土砂を搬出した期間

(5) 搬出先に係る事項

(削除)

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第2号に掲げる事項の変更

4 (略)

5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条各号に掲げる事項

(新規)

(処理結果等報告書)

第8条 (略)

(新規)

(説明会の開催等)

第8条の2 条例第8条の2第1項に規定する周辺の住民等(以下「周辺の住民等」という。)は、次に掲げる区域内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者とする。

(1) 土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平

成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により知事が指定した土砂災害警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊又は地滑りとして指定した土砂災害警戒区域内に土砂埋立区域が存する場合に限る。)

(3) 前2号のほか、土砂埋立区域の立地条件からみて、当該土砂埋立区域内の土砂の崩壊又は流出が発生した場合に、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがある区域であつて、知事が別に定める区域

2 条例第8条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第13条第1号に掲げる事項

(2) 土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯

(3) 現場責任者の氏名

(4) 許可を受けようとする者の連絡先

(5) 土砂の搬入に係る計画に関する事項

3 条例第8条の2第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺の住民等の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺の住民等に対し印刷物の配布、当該土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 許可を受けようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める方法は、周辺の住民等に対して、同条第1項に規定する周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、当該周知事項を掲示する方法とする。

(法令等の許可等)

第9条 条例第9条第1項第8号に規定する規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第1項第8号の規定による届出は、土砂埋立行為届(第6号様式)により行うものとする。

(許可を要しない土砂埋立行為)

(削除)

(削除)	<p>第10条 条例第9条第1項第9号に規定する規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為</u></p> <p>(2) <u>陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂のみを用いて行う土砂埋立行為</u></p> <p>(3) <u>土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂埋立行為</u></p> <p>(土砂埋立行為許可申請書)</p>
(削除)	<p>第11条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、土砂埋立行為許可申請書（第7号様式）により行うものとする。</p> <p>(許可申請書の添付図書)</p>
(削除)	<p>第12条 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>別表第2に掲げる図面</u></p> <p>(2) <u>土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面</u></p> <p>(3) <u>知事が別に定める土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「土質調査」という。）の結果を記載した書面又は土質調査を行う必要がない状態として知事が別に定めるものであることを証する書面</u></p> <p>(4) <u>土質調査の結果、当該土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱地盤として知事が別に定める基準に該当する場合は、知事が別に定めるその対策を検討するための地質調査（以下「詳細土質調査」という。）の結果を記載した書面及び当該詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書</u></p> <p>(5) <u>盛土高（盛土によって生じたのり面の上端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。）とのり面の下端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端。以下同じ。）との間の垂直距離をいう。以下同じ。）が10メートル以上になる土砂埋立行為にあつては、盛土の安定計算書（前号の規定により盛土の安定計算書を添付する場合を除く。）</u></p> <p>(6) <u>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、</u></p>

- 応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- (7) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- (8) 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- (9) 沈砂池の容量を算定した書面
- (10) 土砂埋立行為等に係る工事の工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした図書
- (11) 土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表
- (12) 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (13) 資力及び信用に関する申告書（第7号様式の2）
- (14) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書（第7号様式の3）
- (15) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（第7号様式の4）
- (16) 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の者（前号に規定する者を除く。）の同意を得ていることを証する書面
- (17) 説明会の開催等報告書（第7号様式の5）
- (18) その他知事が必要と認める図書
- (許可申請書の記載事項)

(削除) 第13条 条例第9条第2項第13号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分
- (2) その他知事が必要と認める事項
- (許可の基準等)

(削除) 第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第3から別表第6までのおりとする。

- 2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、別表第7及び別表第8のおりとする。
- 3 前2項に掲げる基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。
- 4 条例第10条第1項第4号に規定する能力は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工

事業及び石工事業の許可に限る。)を有することとする。ただし、知事が別に定める規模の土砂埋立行為等に係る工事であって、知事が別に定める基準に該当するものにあつては、この限りでない。

(変更の許可等)

(削除)

第15条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものみに係る変更とする。

(1) 土砂埋立行為等に必要な経費

(2) 知事が特に軽微と認める変更

2 条例第11条第1項の規定による変更の許可の申請は、土砂埋立行為変更許可申請書(第8号様式)により行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 変更の部分に係る変更後の第12条第1号から第12号まで、第14号及び第18号に掲げる図書

(2) 第12条第13号に掲げる図書(変更を行うことにより、土砂埋立行為等に必要経費に変更が生じる場合に限り。)

(3) 変更の部分に係る土砂埋立行為等を行う土地についての第12条第15号に掲げる図書

(4) 変更の部分に係る土砂埋立区域の土地についての第12条第16号に掲げる図書

(5) 第12条第17号に掲げる図書

4 条例第11条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号

(2) その他知事が必要と認める事項

5 条例第11条第3項及び第4項の規定による届出は、土砂埋立行為変更届(第9号様式)により行うものとする。

6 条例第11条第3項の規定による届出は、変更しようとする日の前日までに行わなければならない。

7 条例第11条第6項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 説明会の開催

(2) 条例第11条第2項第1号及び第2号並びに次項各号に掲げる事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、当該事項を掲示する方法

(削除)

<p>8 <u>条例第11条第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>ただし、前項第2号の規定により掲示を行うときは、第1号及び第3号に掲げる事項については、掲示することを要しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>第4項第1号に掲げる事項</u>(2) <u>土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯</u>(3) <u>現場責任者の氏名</u>(4) <u>許可を受けようとする者の連絡先</u>(5) <u>土砂の搬入に係る計画に関する事項</u> <p>9 <u>第8条の2第3項の規定は、第7項第1号の説明会の開催について準用する。</u> <u>(地位の承継)</u></p>
<p>第16条 <u>条例第12条第1項の規定による承認の申請は、土砂埋立行為承継承認申請書(第10号様式)により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第12条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>土砂埋立区域の位置及び区域を示す図面</u>(2) <u>条例第9条第1項の許可を受けたことを証する書面</u>(3) <u>条例第9条第1項の許可を受けた者から当該土砂埋立行為を行う権原を承継したことを証する書面</u>(4) <u>資力及び信用に関する申告書</u>(5) <u>その他知事が必要と認める図書</u> <p>3 <u>条例第12条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>承認申請の理由となる事実</u>(2) <u>承認申請の理由となる事実が発生した年月日</u>(3) <u>その他知事が必要と認める事項</u> <p><u>(標識に記載する事項等)</u></p>
<p>(削除)</p> <p>第17条 <u>条例第15条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>土砂埋立区域の位置及び区域</u>(2) <u>土砂埋立区域の面積</u>(3) <u>条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号</u>(4) <u>土砂埋立行為等に係る工事を行う期間</u>(5) <u>許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに連絡先</u>

	<p>(6) <u>現場責任者の氏名</u></p> <p>(7) <u>土砂埋立行為等に係る工事を施工する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</u></p> <p>2 <u>条例第15条第1項に規定する標識は、第11号様式とする。</u> (着手届)</p>
(削除)	<p>第18条 <u>条例第16条の規定による届出は、土砂埋立行為着手届（第12号様式）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第16条の規定による通知は、前項の土砂埋立行為着手届の写しの送付により行うものとする。</u> (定期的な報告)</p>
(削除)	<p>第19条 <u>条例第17条の規定による報告は、土砂埋立行為状況報告書（第13号様式）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第17条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了した場合における報告にあつては、第1号から第3号までに掲げる図書の添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真</u></p> <p>(2) <u>報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真</u></p> <p>(3) <u>別表第2に掲げる土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面</u></p> <p>(4) <u>報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真（第2号に掲げる図書により当該出来形部分の状況が確認できる場合を除く。）</u></p> <p>(5) <u>その他知事が必要と認める図書</u></p> <p>3 <u>条例第17条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量</u></p> <p>(2) <u>当該報告に係る期間の前までに搬入された土砂の数量</u></p> <p>(3) <u>土砂の搬入元に関する事項</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める事項</u> (廃止及び完了届)</p>
(削除)	<p>第20条 <u>条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、土砂埋立行為廃止（完了）届（第14号様式）</u></p>

	<p>に次に掲げる図書を添えて行うものとする。</p> <p>(1) <u>土砂埋立行為の廃止又は完了の際に撮影した土砂埋立区域の写真</u></p> <p>(2) <u>土砂埋立行為の廃止又は完了の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める図書</u></p> <p>2 条例第18条第1項の規定による通知は、前項の土砂埋立行為廃止（完了）届の写しの送付により行うものとする。</p> <p>(土砂搬入禁止区域の公示)</p>
(削除)	<p>第21条 条例第20条第3項の規定による公示は、県庁前の掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。</p> <p>(1) <u>土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積</u></p> <p>(2) <u>土砂搬入禁止区域の指定の期間</u></p> <p>(3) <u>土砂搬入禁止区域の指定の理由</u></p> <p>(4) <u>土砂搬入禁止区域の区域を示す図面</u></p> <p>(身分証明書)</p>
(身分証明書)	<p>第9条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式とする。</p> <p>第22条 条例第20条第7項に規定する身分を示す証明書は、第15号様式とする。</p> <p>(土砂搬入禁止区域の周知)</p>
(削除)	<p>第23条 条例第20条第8項の規定による周知は、掲示板への掲示、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。</p> <p>(土砂搬入禁止区域の解除の公示)</p>
(削除)	<p>第24条 条例第22条第2項において準用する条例第20条第3項の規定による公示は、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>解除した土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積</u></p> <p>(2) <u>土砂搬入禁止区域の解除の年月日</u></p> <p>(3) <u>土砂搬入禁止区域の解除の理由</u></p> <p>(4) <u>解除した土砂搬入禁止区域を示す図面</u></p> <p>(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)</p>
(削除)	<p>第24条の2 条例第26条の2第1項の規定による確認は、土砂埋立行為等を行う土地において当該土砂埋立行為等の状況を把握し、その結果を施工状況確認・報告書（第16号様式）に記載することにより行うものとする。</p> <p>2 条例第26条の2第2項の規定による知事への報告は、前項の施工状況確認・報告書により確認の日から起算して7日以内に行うものとする。</p> <p>(公表)</p>
(公表)	<p>(公表)</p>

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条の勧告に従わなかった者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 勧告の内容
- (3) (略)

2 条例第10条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(届出書等の提出部数等)

第11条 (略)

(削除)

第25条 条例第27条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第27条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 勧告の内容、違反の事実又は命令の内容
- (3) (略)

2 条例第27条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(届出書等の提出部数等)

第26条 (略)

別表第1 (第9条関係)

- 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- 2 港湾法(昭和25年法律第218号)第56条第1項の規定に基づく許可
- 3 採石法(昭和25年法律第291号)第33条に基づく認可
- 4 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の規定に基づく許可
- 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項の認可又は同法第76条第1項の許可
- 6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)又は第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- 7 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項若しくは第37条の5の規定に基づく許可又は同法第13条第1項の規定に基づく承認
- 8 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定に基づく許可
- 9 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の規定に基づく許可
- 10 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく許可
- 11 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第46条の規定に基づく認可
- 12 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の規定に基づく承認又は同法第24

- 条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定に基づく許可
- 13 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく認可
- 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可
- 15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項の認可又は同法第66条第1項の許可
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく許可
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に基づく許可
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）附則第4条第1項又は同法附則第5条第1項の規定により同法第1条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項又は第15条の2第1項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
- 19 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の認可
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項若しくは第37条第1項の認可又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の規定に基づく許可
- 21 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）第3条第1項の規定に基づく届出
- 22 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定に基づく許可

別表第2（第12条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	方位、土砂埋立区域の位置及び区域、道路並びに目標となる土地及び建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）	25,000分の1以上	
土砂埋立行為の完了時及び	方位、県界、市町村界及び市町村名、市町村の区域内の町	500分の1以上	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合

(削除)

最大堆積時の平面図	又は字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状、土砂埋立区域の境界線、土砂埋立行為の境界を示すくい位置、土砂埋立行為に伴って切土を行う場合は、当該切土を行う土地の区域の境界線及び当該境界を示すくい位置、盛土若しくは切土又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい等（以下「丁張」という。）の位置、のり面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置		<p>できるように記号を付すること。</p> <p>2 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を明示し完了時の図面を提出すること。</p> <p>3 仮設の場合は、その旨を明示すること。</p> <p>4 工事の進捗によって仮設工作物の位置等を変更する場合は、進捗状況に従い別葉とすること。</p>
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の断面図	土砂埋立行為の高さ及び勾配、土砂埋立行為を行う前後の地盤面、盛土若しくは切土又は擁壁の丁張の位置、のり面の保護の方法、擁壁の位置、排水施設の位置、管理施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断面図 縦200分の1以上 横断面図 横500分の1以上 横断面図 200分の1以上	<p>1 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を明示し完了時の図面を提出すること。</p> <p>2 仮設の場合は、その旨を明示すること。</p>
排水施設の平面図	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
排水施設の断面図	排水施設の種類、材料及び内のり寸法	50分の1以上	
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、鉄筋の位置及び寸法、透水層の位置及	50分の1以上	

	び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質及び基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
擁壁の背面図	擁壁の高さ（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第4項に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。）、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	施設の種類、材料、形状、寸法及び勾配	50分の1以上	立面図は、2面以上とする。
土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図	方位、土地の地番及び形状	500分の1以上	

(削除)

別表第3（第14条関係）

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(1)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状（他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。）は、次に定めるとおりとする。

1 のり面

(1) 盛土ののり面の勾配（擁壁で覆う部分を除く。）は、次の表の盛土高の欄に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

盛土高	のり面の勾配
5メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

5メートル以上 10メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
10メートル以上	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上、かつ、盛土の安定計算を行った結果盛土の安全が確保される勾配

(2) (1)の盛土の安定計算は、滑り面を仮定した分割法（以下「分割法」という。）によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

(3) 盛土高が10メートル以上になる土砂埋立行為であって、盛土の崩壊により土砂埋立区域に隣接する土地の上に存する建物その他の工作物に重大な影響を与えるおそれがあるものとして知事が別に定めるものについては、分割法による盛土の安定計算の結果、地震時における最小安全率が1.0以上となっていること。

(4) 切土ののり面の勾配（擁壁で覆う部分を除く。）は、次の表ののり面の土質及び切土高（切土によって生じたのり面の上端とのり面の下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

のり面の土質	切土高	のり面の勾配
軟岩（風化の著しいものを除く。）	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.2メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が0.6メートル以上の勾配
風化の著しい岩	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.9メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他の土質	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

(5) 盛土高又は切土高が5メートルを超える場合には、高さ5メートルま

でごとに幅が1.5メートル以上の小段が設けられていること。

(6) のり面の先端に続く小段には、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配がとられていること。

2 擁壁

(1) 擁壁を設置する場合の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものであること。

(2) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所に、砂利等の透水層が設けられていること。

(3) 擁壁については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること。

(4) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次のアからエまでに適合することが確かめられていること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。

イ 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であること。

ウ 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であること。

エ 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の長期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの長期許容支持力を超えないこと。

(5) 擁壁の高さが5メートルを超える鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、地震時において破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次のアからエまでに適合することが確かめられていること。

ア 地震時土圧、水圧、自重及び地震時慣性力（以下「地震時土圧等」という。）によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないこと。

イ 地震時土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの6分の5以下、かつ、合力の作用点が基礎底面の中央から底版幅の3分の1以内であること。

ウ 地震時土圧等により擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の6分の5以下（抵抗力に前面の受動土圧を加える場合は、3分の2以下）であること。

エ 地震時土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の短期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、地震時土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの短期許容支持力を超えないこと。

(6) 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次のアからカまでに適合していること。

ア 盛土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下同じ。)が、次の表の擁壁の勾配及び高さの区分の欄に応じ、擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40センチメートル以上となっていること。

擁壁の勾配	擁壁の高さ	擁壁の下端部分の厚さ
70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上

イ 切土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが、擁壁を設置する地盤の土質の区分に応じ、次の表に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、その他の土質以外のものに該当するものであるときは40センチメートル以上、その他の土質に該当するものであるときは70センチメートル以上となっていること。

土質	擁壁		
	勾配	高さ	下端部分の厚さ
岩、岩層、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え	2メートル以下	40センチメートル以上
	75度以下	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	65度を超え	2メートル以下	40センチメートル以上
	70度以下	2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
	65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
		4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
真砂土、関東ローム、硬質粘土その他のこれらに類するもの	70度を超え	2メートル以下	50センチメートル以上
	75度以下	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
	65度を超え	2メートル以下	45センチメートル以上
	70度以下	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上

		<u>3メートルを超え4メートル以下</u>	<u>75センチメートル以上</u>
	65度以下	<u>2メートル以下</u>	<u>40センチメートル以上</u>
		<u>2メートルを超え3メートル以下</u>	<u>50センチメートル以上</u>
		<u>3メートルを超え4メートル以下</u>	<u>65センチメートル以上</u>
		<u>4メートルを超え5メートル以下</u>	<u>80センチメートル以上</u>
その他の土質	70度を超え75度以下	<u>2メートル以下</u>	<u>85センチメートル以上</u>
		<u>2メートルを超え3メートル以下</u>	<u>90センチメートル以上</u>
	65度を超え70度以下	<u>2メートル以下</u>	<u>75センチメートル以上</u>
		<u>2メートルを超え3メートル以下</u>	<u>85センチメートル以上</u>
		<u>3メートルを超え4メートル以下</u>	<u>105センチメートル以上</u>
	65度以下	<u>2メートル以下</u>	<u>70センチメートル以上</u>
		<u>2メートルを超え3メートル以下</u>	<u>80センチメートル以上</u>
		<u>3メートルを超え4メートル以下</u>	<u>95センチメートル以上</u>
		<u>4メートルを超え5メートル以下</u>	<u>120センチメートル以上</u>

ウ 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に稜石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めされていること。

エ アからウによっても盛土及び切土の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置が講じられていること。

オ 岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、切土にあつては擁壁の設置される地盤の土質が、2(6)イの表のその他の土質以外の土質であるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他の土質であるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上、盛土にあつては、擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎が設けられていること。

カ 擁壁の前面の上端から背面に向かって水平方向に当該擁壁の高さに相当する距離までの水平面上の載荷重は、1平方メートル当たり4,900ニュートン未満であること。

(7) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令第14条の規定により国土交通大臣が認めた擁壁については、(1)から(5)まで及び(6)(カを除く。)の基準に適合するものとみなす。

(8) 盛土又は軟弱な地盤面に擁壁を設置する場合は、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。

(9) (8)の安定計算は、分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

別表第4(第14条関係)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(2)

盛土(他の場所への搬出を目的とするものに限る。)の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準は、次に定めるとおりとする。

1 盛土高は、5メートル以下であること。

(削除)

(削除)

別表第5 (第14条関係)

施設の基準(1)

盛土(他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。以下この表において同じ。)を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の崩壊、流出その他の災害の発生を防止する施設の基準は、次に定めるとおりとする。

1 排水施設

(1) 土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設(土砂埋立行為等に係る工事を行っている間の排水施設を含む。)が設置されていること。

(2) (1)の排水施設は、その管きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとされていること。

(3) 湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他土砂埋立行為等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立行為等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗きよ排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

(4) 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。

(5) 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、土砂埋立区域内において一時雨水を貯留する調整池(土砂埋立行為等に係る工事を行っている間の調整池を含む。)その他の施設が設置されていること。

2 その他の施設

(1) 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為等に係る工事に用いた土砂の土砂埋立区域以外の区域への流出を防止する施設が設置されていること。

(2) 盛土又は切土ののり面を擁壁で覆わないときは、そののり面は、石張り、芝張り、樹木の植栽、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護されていること。ただし、当該のり面を通路その他の目的で利用する場合は、この限りでない。

別表第6 (第14条関係)

施設の基準(2)

盛土(他の場所への搬出を目的とするものに限る。以下この表において同

(削除)

じ。)を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の崩壊、流出その他の災害の発生を防止する施設の基準は、次に定めるとおりとする。

1 排水施設

(1) 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を有効に排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

(2) 排水施設は、その管きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとされていること。

(3) 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、土砂埋立区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

2 その他の施設

(1) 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、必要に応じて、沈砂池その他土砂埋立行為等に係る工事に用いた土砂の土砂埋立区域以外の区域への流出を防止する施設が設置されていること。

別表第7（第14条関係）

土砂埋立行為の方法の基準(1)

土砂埋立行為（他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。）の方法は、次に定めるとおりとする。

1 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

2 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。

3 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配の土地において盛土を行う場合は、盛土を行う前の地盤と土砂埋立行為に用いられた土砂との接する面が滑らないように、段切りその他の措置が講じられていること。

4 土砂埋立行為等の完了後の地盤に、緩み又は崩壊が生じないように、締め固めその他の措置が講じられていること。ただし、土砂埋立行為等の完了後

(削除)

に農地として利用する場合は、地盤面から深さ1メートル以内の地盤については、この限りでない。

5 土砂埋立行為等に係る工事の施行の工程が、土砂埋立区域以外の区域への土砂の崩壊、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。

6 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するためのくい及び丁張が設置されていること。

7 土砂埋立行為に用いる土砂は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土となっていること。

別表第8（第14条関係）

土砂埋立行為の方法の基準（2）

土砂埋立行為（他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に限る。）の方法は、次に定めるとおりとする。

1 土砂埋立区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対して水平距離が10メートル以上となっていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。

2 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

3 盛土ののり面と地表面が接する部分（仕切壁その他の施設を設ける場合にあっては、当該施設）と土砂埋立区域の境界との間に、最大堆積時の盛土高に相当する距離以上の距離が土砂埋立区域の境界に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、当該距離を短縮することができる。

4 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するくいが設けられていること。

(削除)